第17期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

- 主要な事業内容
- 主要な事業所及び営業所
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び運用状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

「主要な事業内容」、「主要な事業所及び営業所」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス https://ir.vcube.com/jp/）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

株式会社ブイキューブ

主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、主に企業・教育機関・官公庁等に向けて、「クラウド」型を中心としたビジュアルコミュニケーションサービスの提供を行っております。

当社グループの提供するビジュアルコミュニケーションサービスでは、「いつでも」・「どこでも」・『だれでも』使える、をコンセプトに、ユーザーのPCあるいはスマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末から、インターネットを通じて、遠くの相手とお互いの顔や資料を共有しながら遠隔会議を行うWeb会議サービス、あるいはオンラインセミナー等に代表される、文字や音声だけでなく、映像も含めたコミュニケーションサービスを提供しております。

当社グループにおいて、主力のWeb会議を中心とするビジュアルコミュニケーションサービスは、インターネットを利用して簡単に利用できる「クラウド」型と、顧客のニーズに合わせてカスタマイズし、イントラネット内にシステムを導入して利用する「オンプレミス」型のサービスを展開しております。

さらに、低価格で導入できる会議室設置型テレビ会議システム「V-CUBE Box」、電子黒板システムを中心とする「アプライアンス」を展開しております。

販売体制としては、当社グループの営業部門による直接販売、代理店経由の販売、提携先を通した販売を行っております。

また、提供する複数のV-CUBEサービスをシンプルなひとつのパッケージで利用する考え方の料金体系として、「V-CUBE One」を推進しております。

当社グループが提供する主なサービスラインナップは下記のとおりです。

- V-CUBE ミーティング、V-CUBE セミナー、V-CUBE セールス&サポート、V-CUBE ドキュメント、V-CUBE Gate、V-CUBE ボイス、V-CUBE Box、V-CUBE One
- xSync（バイシンク）、xSync Prime Collaboration、xSync Table
- iStudy LMS
- asknlearn、Wizlearn LMS

なお、当社グループは、ビジュアルコミュニケーションサービス事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

主要な事業所及び営業所（平成28年12月31日現在）

① 当　社

本　社　東京都目黒区

営業所　名古屋営業所（愛知県名古屋市中区）

大阪営業所（大阪府大阪市北区）

福岡営業所（福岡県福岡市博多区）

② 主要な子会社

パイオニアＶＣ株式会社	（東京都品川区）
アイスタディ株式会社	（東京都品川区）
V-cube Global Services Pte. Ltd.	（シンガポール）
BRAV International Limited	（中華人民共和国香港特別行政区）
威立方（天津）信息技術有限公司	（中華人民共和国天津市）
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.	（シンガポール）

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		平成23年12月28日
新株予約権の数		940個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 376,000株 （新株予約権1個につき 400株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 90,000円 （1株当たり 225円）
権利行使期間		平成25年12月28日から 平成33年12月27日まで
行使の条件		（注）1．2．3．
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 840個 目的となる株式数 336,000株 保有者数 4名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）1．新株予約権を引受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとします。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
2．新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
3．新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

		第　1　3　回　新　株　予　約　権
発　行　決　議　日		平成26年９月11日
新　株　予　約　権　の　数		503個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　201,200株 （新株予約権１個につき　400株）
新　株　予　約　権　の　払　込　金　額		新株予約権　１個当たり　2,000円 （１株当たり　5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権　１個当たり　402,000円 （１株当たり　1,005円）
権　利　行　使　期　間		平成28年４月１日から 平成32年３月31日まで
行　使　の　条　件		（注）１．２．
役　員　の 保　有　状　況	取　締　役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　473個 目的となる株式数　189,200株 保有者数　５名
	社　外 取　締　役	新株予約権の数　30個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　１名

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

２．平成27年12月期から平成28年12月期のいずれかの期の当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書におけるのれん償却前営業利益（営業利益とのれん償却費の合計額）が下記(ⅰ)ないし(ⅱ)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ下記(ⅰ)ないし(ⅱ)に定められた割合までの個数を行使することが可能となるものとします。

（ⅰ）1,300百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50％まで

（ⅱ）1,500百万円を超過した場合、全ての本新株予約権

３．平成28年12月期において上記２に記載の行使条件を満たしていないことが確実であることから、平成28年12月期末にて当該新株予約権残高を新株予約権戻入益として処理しております。

		第１４回新株予約権
発行決議日		平成27年12月10日
新株予約権の数		6,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 670,000株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権　１個当たり 50円 （１株当たり 0.5円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権　１個当たり 92,200円 （１株当たり 922円）
権利行使期間		平成31年４月１日から 平成34年３月31日まで
行使の条件		（注）１．２．
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 6,580個 目的となる株式数 658,000株 保有者数 ５名
	社外取締役	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 ３名

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
２．平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書におけるのれん償却前営業利益（営業利益とのれん償却費の合計額）が3,000百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	第14回新株予約権
発行決議日	平成27年12月10日
新株予約権の発行日	平成28年２月３日
新株予約権の数	3,350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　335,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権　１個当たり　50円 （１株当たり　0.5円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権　１個当たり　92,200円 （１株当たり　922円）
権利行使期間	平成31年４月１日から 平成34年３月31日まで
行使の条件	（注）１．２．
割当先	当社執行役員及び従業員　9名　1,250個 当社子会社及び当社関連会社の役員　12名　2,100個

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
２．平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書におけるのれん償却前営業利益（営業利益とのれん償却費の合計額）が3,000百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

③　その他新株予約権等に関する事項

平成28年３月30日開催の当社取締役会において、将来の新技術や新機能へのソフトウエア開発投資、成長投資のための買収資金確保及び運転資金の調達を目的として、メリルリンチ日本証券株式会社に対して新株予約権を発行することを決議し、以下のとおり発行いたしました。

	第　15　回　新　株　予　約　権
発行決議日	平成28年３月30日
新株予約権の数	30,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　3,000,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権　１個当たり　634円 （１株当たり　6.34円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額1,494円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91％に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,196円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額となります。
権利行使期間	平成28年４月18日から 平成30年４月17日まで
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社　30,000個

（注）当事業年度の末日における、未行使の当該新株予約権の数は、25,600個です。

会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要な子会社のうち、アイスタディ株式会社、V-cube Global Services Pte. Ltd.、威立方（天津）信息技術有限公司及びWizlearn Technologies Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

④ 非監査業務の内容

IFRS導入アドバイザリー業務として7,000千円を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

１．業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定しております。

①　取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役は意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、取締役の業務執行に関する監督機能を確保する。

2)コンプライアンス体制の基礎として「ブイキューブ行動規範」を定め、当社グループの役員・従業員に周知・徹底する。

3)法令上疑義のある行為その他コンプライアンスに関する内部通報制度として、当社の常勤監査役及びＴＭＩ総合法律事務所弁護士を直接の情報受領者とする内部通報窓口（ホットライン）を整備する。

4)「内部監査室」を設置し、適正な業務執行を確保するため、定期的に内部監査を実施する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」の定めに基づき適切に保存・管理する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)取締役への委嘱業務、執行役員への権限移譲の明確化により、経営責任の所在を明らかにするとともに、事業運営の迅速化を図る。

2)取締役及び幹部社員で構成される経営会議を定期的に開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を適宜行い、日常業務の活動方針を決定する。

3)「中期経営計画」・「年度予算計画」を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)当社は、主要な子会社に取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。

2)「関係会社管理規程」に基づき、重要事項・業務の執行状況等について当社への報告・協議を求めることを通じ、グループ会社の経営管理を行う。

3)グループ会社の役員・従業員は、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、ホットラインに通報することができるものとする。

4)内部監査室は定期的に監査を実施するものとする。

5)当社は、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、機関設計や業務執行体制、並びにコンプライアンス体制やリスク管理体制等につき、定期的に見直し、適正かつ効率的に業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

6)当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)監査役の要請の都度、必要な専門性を有する従業員を監査役スタッフとして任命する。

2)このスタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

3)取締役及び従業員は、このスタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとし、このスタッフの任命、異動、評価等は監査役と協議の上決定する。

⑦　当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1)監査役は必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、従業員等（子会社の取締役等）またはこれらの者から報告を受けた者に随時報告を求め、その職務の執行状況を確認することができる。

2)経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役がその都度報告を受ける体制を確保し、財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受ける。
3)当社は、子会社との間で、子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
4)当社グループは、監査役へ報告を行った者または内部通報制度により通報を行った者に対して、かかる報告または通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査役と代表取締役、内部監査室、会計監査人とは各々定期的な情報交換の機会を確保する。
2)監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行う。

２．業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社では、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的として、グループ全体への行動規範の徹底と、コンプライアンス体制の充実・強化を図っております。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

1)海外事業の拡大に伴い、英文行動規範「V-cube Code of Conduct」を制定し、海外子会社を含むグループ全体へのコンプライアンス徹底を図っております。
2)国内外でのグループ企業増加を踏まえ、「関係会社管理規程」を改訂し、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を見直しております。
3)内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通じ、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。
また上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制有効性評価」を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,912,955	1,699,076	669,982	△59,966	4,222,048
当期変動額					
新株の発行	275,719	275,719			551,439
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△527,480		△527,480
自己株式の処分				15,463	15,463
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△624,938			△624,938
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	275,719	△349,218	△527,480	15,463	△585,516
当期末残高	2,188,675	1,349,857	142,502	△44,503	3,636,531

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	59,078	59,078	△4,392	325,208	4,601,943
当期変動額					
新株の発行					551,439
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△527,480
自己株式の処分					15,463
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△624,938
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△83,224	△83,224	22,170	24,037	△37,016
当期変動額合計	△83,224	△83,224	22,170	24,037	△622,532
当期末残高	△24,145	△24,145	17,778	349,245	3,979,410

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	15社
・主要な連結子会社の名称	V-cube USA, Inc. V-cube Malaysia Sdn. Bhd. V-cube Global Services Pte. Ltd. PT. V-CUBE INDONESIA V-cube Global Operations Pte. Ltd. V-cube Singapore Pte. Ltd. BRAV International Limited 威立方（天津）信息技術有限公司 パイオニアＶＣ株式会社 Wizlearn Technologies Pte. Ltd. アイスタデイ株式会社 V-cube（Thailand）Co., Ltd.

非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	株式会社ブイキューブテクニカルワークス
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　　０社

⑶ 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

V-cube（Thailand）Co., Ltd.を設立し、連結の範囲に含めております。

また、エムキューブ株式会社は保有する全株式の売却により、持分法の範囲から除外しております。

⑷ 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

⑸ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・関係会社株式　移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

ロ．たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～18年
工具、器具及び備品	２年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア　自社利用のソフトウエアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、主に「クラウド」型サービスの提供に資するソフトウエアについては、利用実績等を勘案した利用可能期間（３～５年）に基づく定額法により償却しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

創立費　償却期間（５年間）にわたり、定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法
イ．ヘッジ会計の方法
　金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。
　通貨スワップ取引は振当処理の要件を満たしいてるため振当処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ
　ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建借入金
ハ．ヘッジ方針
　借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、また、外貨建借入金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法
　金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
　通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間
　のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は５年～15年であります。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項
　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記
（企業結合等会計）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更します。加えて、当

期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

この結果、当連結会計年度の営業利益が41千円増加し、経常損失が41千円減少し、税金等調整前当期純損失が493,199千円減少しています。また、当連結会計年度末の資本剰余金が624,938千円減少しています。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保証料」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

４．追加情報

（従業員持株会信託型ＥＳＯＰに係る会計処理）

当社は、従業員の中長期的な当社企業価値向上に対する労働意欲の向上や経営参画を促すとともに、福利厚生の拡充と従業員持株会の活性化を図ることを目的とし、「従業員持株会支援信託」（ＥＳＯＰ信託）を導入しております。

(1) 取引の概要

ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ブイキューブ社員持株会」（以下「当社社員持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社社員持株会

が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は 当社株式を毎月一定日に当社社員持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、拠出割合に応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任限定特約付金銭消費貸借契約書の保証条項に基づき、当社が金融機関に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に存在する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末44,503千円、47,200株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末45,350千円

5．連結貸借対照表に関する注記

(財務制限条項)

当連結会計年度末の借入金のうち、当社のシンジケートローン契約（1,602,650千円）には以下の財務制限条項が付されており、その特約要件は次のとおりとなっております。

①各年度の決算期の末日における純資産の部の金額を、直前の決算期末日における純資産の部の金額の75％以上に維持すること（連結）。

②２期連続して営業損失を計上しないこと（連結）。

③各年度の決算期の末日における有利子負債／（営業損益＋減価償却費＋のれん償却額）を0以上～3.5以下に維持すること（連結）。

当連結会計年度末の借入金のうち、当社の単独ローン契約（581,477千円）には以下の財務制限条項が付されており、その特約要件は次のとおりとなっております。

①各年度の決算期の末日における純資産の部の金額を、直前の決算期末日における純資産の部の金額の75％以上に維持すること（個別及び連結）。

②２期連続して営業損失を計上しないこと（個別及び連結）。

③各年度の決算期の末日における有利子負債／（営業損益＋減価償却費＋のれん償却額）を0以上～3.5以下に維持すること（連結）。

(有形固定資産の減価償却累計額)

639,631千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

６．連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 （千円）
東京都目黒区	自社利用ソフト	ソフトウエア	5,309
東京都品川区	自社利用ソフト	ソフトウエア	43,689
シンガポール	自社利用ソフト 備品	ソフトウエア 工具、器具及び備品	125,488 270
インドネシア	間仕切り、備品等	建物 工具、器具及び備品	1,313 2,160
マレーシア	間仕切り、備品等	建物 工具、器具及び備品	1,318 1,063
合計			180,613

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っており、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、ソフトウエア資産については、利用を中止又は当初想定していた収益が見込めなくなったこと等に伴い、また、建物・工具、器具及び備品については、収益性低下に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスである資産については、ゼロとして評価しております。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,431,600株	9,939,200株	－株	19,370,800株

（注）　発行済株式の総数の増加のうち、9,431,600株は平成28年１月１日に実施した株式分割（１株を２株に分割）による増加分、507,600株は新株予約権の権利行使に伴う増加分であります。

⑵　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑶　当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第11回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数（注）	708,400株	1,005,000株	2,560,000株
新株予約権の残高	1,771個	10,050個	25,600個

（注）　平成25年８月23日を発効日とする株式分割（1対100）、平成27年１月１日を発効日とする株式分割（１対２）及び平成28年１月１日を発効日とする株式分割（１対２）後の株式数に換算して記載しております。

8．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行等からの借入により調達しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び受取手形は顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィス、セミナー配信用スタジオ等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期限であります。借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、当社管理部門が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期限に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社管理部門が、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

ハ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することでリスクの軽減を図っております。

外貨建の営業債権については、為替変動リスクを抑制するため、原則、決済された外貨を外貨のまま保持し、外貨建債務の支払等に充当しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された時価が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,999,291	1,999,291	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,138,959	1,138,959	－
(3) 買掛金	(382,338)	(382,338)	－
(4) 短期借入金	(1,037,009)	(1,037,009)	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(4,048,391)	(4,020,554)	△27,836
(6) デリバティブ取引	－	－	－

（＊）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金、(4)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しております。

(6)デリバティブ取引

「（注）５．デリバティブ取引関係」に記載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券　※1	181,624
関係会社株式　※1	10,000
敷金及び保証金　※2	242,704

※１　市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※２　賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,999,291	－	－	－
売掛金及び受取手形	1,138,959	－	－	－
合計	3,138,250	－	－	－

4．借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	1,037,009	－	－	－
長期借入金	871,267	3,177,124	－	－
合計	1,908,276	3,177,124	－	－

５．デリバティブ取引関係

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引 受取　米ドル 支払　円	長期借入金	1,121,000	1,003,000	－（注）

（注）通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

金利関連

デリバティブ内包型の長期借入65,000千円を行っております。

当該組込デリバティブは、金利の変動を固定化するものであり、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　186円94銭

（2）１株当たり当期純損失(△)　△27円58銭

（注）従業員持株会信託口が保有する当社株式を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度末47,200株）。

また、「１株当たり当期純損失金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度56,359株）。

10. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

（BRAV International Limitedの新株予約権者の権利行使及び当社による株式取得（完全子会社化））

平成28年１月及び４月に当社の完全子会社であるBRAV International Limited（以下、「BRAV社」といいます。）の新株予約権者の権利行使があり、発行されたBRAV社の株式を追加取得し再度完全子会社としました。共通支配下の取引等の概要は次のとおりであります。

１．企業結合の概要

（1）結合当時企業の名称及び事業の内容

名称　　BRAV International Limited

事業の内容　ビジュアルコミュニケーションサービスの提供

（2）企業結合日

平成28年２月５日及び平成28年５月26日

（3）企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

（4）結合後企業の名称

変更ありません。

（5）取引の目的を含む取引の概要

グループ経営体制の強化・連結経営の効率化を目的として、連結子会社であるBRAV社の株式を取得し、完全子会社化しました。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

３．子会社株式の追加取得に関する事項

追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	881,430千円
取得原価		881,430千円

４．非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

（1）資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

（2）非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

653,201千円

（株式会社システム・テクノロジー・アイ株式の一部売却）

１．売却の理由

株式会社システム・テクノロジー・アイ（以下「STI社」という）は平成27年７月10日公表の「「流通株式時価総額」に係る猶予期間入りに関するお知らせ」の通り、平成27年３月31日時点のSTI社株式の流通株式時価総額が有価証券上場規程第601条第1項第2号ｂ本文に定める所要額（５億円）未満となったことから、STI社株式は東京証券取引所の上場廃止に係る猶予期間入り（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）銘柄となっておりました。

当社は、STI社株式の上場廃止を回避すべく、その流通株式数を増大させることを主な目的として、保有するSTI社株式を一部譲渡いたしました。

なお、STI社は平成28年４月１日をもちまして、商号をアイスタディ株式会社へ変更しております。

２．当該子会社（STI社）の概要

(1) 名　称	株式会社システム・テクノロジー・アイ		
(2) 所在地	東京都中央区築地一丁目13番14号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　船岡　弘忠		
(4) 事業内容	eラーニング学習ソフトウェア「iStudyシリーズ」、学習管理システムの開発及び販売等		
(5) 資本金	350,573千円（平成27年12月31日現在）		
(6) 設立年月日	平成９年６月12日		
(7) 大株主及び持株比率（平成27年12月31日現在）	株式会社ブイキューブ		66.81%
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社株式897,900株（持株比率66.81％）を所有しています。	
	人的関係	役員の兼任あり	
	取引関係	借入金あり	

3．株式譲渡先の概要

(1) 氏　名	間下　直晃	
(2) 住　所	シンガポール共和国スコッツロード	
(3) 当社と当該譲渡先の関係	資本関係	当社株式4,518,800株（持株比率23.96%）を所有しています。
	人的関係	当社の代表取締役社長であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役社長であるため、関連当事者に該当します。

4．取引概要

(1) 譲渡株式数	80,000株
(2) 譲渡価額	86,560千円
(3) 譲渡価額の算定根拠	STI株式の東京証券取引所市場第二部における直近１ヶ月間（平成28年２月24日（水）から平成28年３月23日（水）まで）の終値単純平均値1,082円（小数点以下四捨五入）を譲渡単価といたしました。
(4) 譲渡方法	市場外相対取引
(5) 譲渡時期	平成28年３月25日
(6) 譲渡損益	資本剰余金が28,197千円増加しております。

5．売却前後における所有株式数及び持分比率

(1) 譲渡前の所有株式数	897,900株 （持分比率：67.51%）
(2) 譲渡後の所有株式数	817,900株 （持分比率：61.50%）

（注）持分比率については、STI社が平成28年２月５日に提出した第20期第３四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数(1,344,000株)から、当該四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の自己株式数(14,000株)を控除した株式数(1,330,000株)を分母として計算しております。

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,912,955	1,662,955	36,120	1,699,076
当期変動額				
新株の発行	275,719	275,719		275,719
当期純損失（△）				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	275,719	275,719	－	275,719
当期末残高	2,188,675	1,938,675	36,120	1,974,796

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	330,573	330,573	△59,966	3,882,638	△6,268	3,876,370
当期変動額						
新株の発行				551,439		551,439
当期純損失（△）	△126,105	△126,105		△126,105		△126,105
自己株式の処分			15,463	15,463		15,463
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					23,000	23,000
当期変動額合計	△126,105	△126,105	15,463	440,797	23,000	463,798
当期末残高	204,467	204,467	△44,503	4,323,436	16,732	4,340,168

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・子会社株式及び関係会社株式　移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

・商品　総平均法

・貯蔵品　最終仕入原価法

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８年～18年

工具、器具及び備品　２年～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア　自社利用のソフトウエアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、「クラウド」型サービスの提供に資するソフトウエアについては、利用実績等を勘案した利用可能期間（３～５年）に基づく定額法により償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑷　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

通貨スワップ取引は振当処理の要件を満たしいてるため振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ
　ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建借入金
ハ．ヘッジ方針
　借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、また、外貨建借入金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法
　金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
　通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

⑸　その他計算書類作成のための重要な事項
　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
　法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
　これによる当事業年度の営業利益、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

3．追加情報

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　304,077千円

⑵　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	422,046千円
短期金銭債務	329,917
長期金銭債権	432

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,057,597千円
仕入高	25,921
外注費	30,615
営業取引以外の取引高	68,083

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	31,800株	31,800株	16,400株	47,200株

（注）１．当事業年度の増加31,800株は平成28年１月１日に実施した株式分割（１株を２株に分割）による増加であります。

２．当事業年度末の自己株式の株式数は、全て従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有するものであります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

イ．流動資産

未払事業税	5,396千円
繰越外国税額控除	5,376
未払事業所税	1,413
賞与引当金	1,013
その他	1,865
計	15,064

ロ．固定資産

貸倒引当金	132,174
子会社株式評価損	28,599
一括償却資産償却超過額	1,624
資産除去債務に対応する資産除去費用	7,346
その他	1,812
小計	171,558
評価性引当額	△169,892
計	1,665
繰延税金資産合計	16,729

8．関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	V-cube Malaysia Sdn. Bhd.	所有 直接 100%	役員の兼任	資金の貸付（注）1	54,258	長期貸付金（注）2	272,458
子会社	V-cube Global Services Pte. Ltd.	所有 直接 100%	当社サービス用ソフトウエアの開発の委託 役員の兼任	資金の貸付	24,186	長期貸付金	24,186
				ソフトウエア開発の受託（注）3	871,765	売掛金	358,291
				調整ロイヤルティ（注）4	121,683	－	－
				利息の受取	40,329	その他流動資産	16,301
				増資の引受	3,922,484	－	－
				債務被保証（注）5	1,602,650	－	－
子会社	パイオニアVC株式会社	所有 直接 85%	当社サービスの販売 役員の兼任	業務受託収入	13,333	その他流動資産	7,843
				資金の返済（注）6	25,000	短期借入金	45,000
子会社	アイスタディ株式会社	所有 直接 62%	当社サービスの販売 役員の兼任	資金の返済（注）6	100,000	短期借入金	250,000

役員及び重要な子会社の役員

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役　員	間下直晃	所有 直接 23%	当社 代表取締役CEO	当社が保有する連結子会社アイスタディ㈱株式の一部売却（注）7	86,560	－	－
重要な子会社の役員	陳志剛	－%	連結子会社 BRAV International Limited董事長	同氏が保有するBRAV International Limitedの株式取得（注）8	881,430	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．同社への貸付に対して、4,267千円の受取利息を計上しております。
2．同社への貸付金等に対し、260,844千円の貸倒引当金を計上しております。
3．一般的な市場価格等を勘案し、取引価格等を決定しております。
4．ソフトウエアから得られた収益を開発貢献（ソフトウエア償却費）の割合で分配したことによって発生したものであります。
5．債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。
6．資金の借入利率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
7．アイスタディ㈱の上場する東京証券取引市場第二部における売却直近１ヶ月間の終値単純平均値1,082円（小数点以下四捨五入）を売却単価といたしました。
8．株式取得にあたり、DCF法に基づく評価を採用し取得金額を決定しております。

9．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　223円74銭
⑵　１株当たり当期純損失（△）　△6円59銭

（注）従業員持株会信託口が保有する当社株式を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度末47,200株）。
また、「１株当たり当期純損失金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度56,359株）。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。